

第19回工業用水道政策小委員会審議資料

2025年12月2日

經濟産業政策局 地域産業基盤整備課

目 次

1. データセンターに対する工業用水の供給について
2. 第17回工業用水道政策小委員会以降の対応策の進捗について
 - ① 撤退負担金の継続論点への対応について
 - ② 資産維持費の導入事例について

データセンターへの工業用水供給の今後の方針

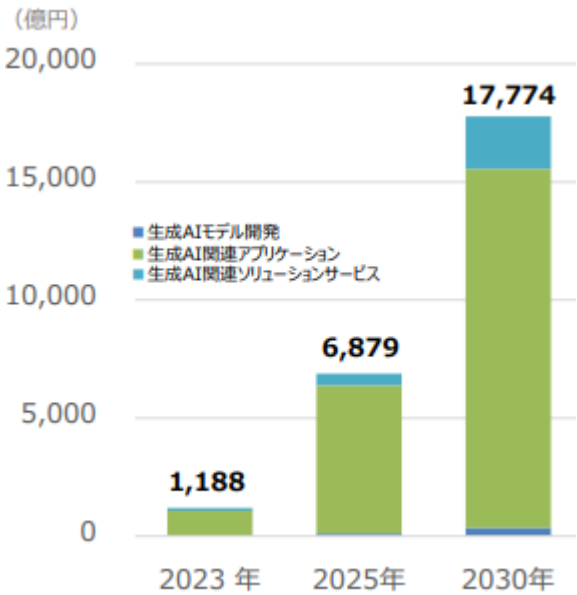
- 近年、工業の発達においてデジタル技術を活用したプロセスの自動化や生産効率の向上は不可欠であり、その前提には高度な情報処理能力を提供するデータセンターの安定的な稼働がある。
- その中で従来主流とされてきた空冷と比して冷却能力の高いとされる水冷の普及が進んでおり、今後更なる水需要の増加が見込まれる。
- データセンターの新設時には、一般的に数百億円規模の投資が発生し、サーバー等の更新投資や税収の観点から地域経済への相当な経済効果があり、地域における経済活動を牽引する事業としての役割を持つ。
- そこで、地域における経済活動を牽引する事業を行うデータセンターは、工業の発達の観点のみならず、地域の成長発展の基盤強化の観点からも重要な設備であり、安定的な稼働の確保が重要である。
- そのため、昨今の工業の発達及び地域の成長発展の基盤強化にデータセンターが重要な役割を果たしていることを鑑み、重点的に事業の促進を図る区域で地域における経済活動を牽引する事業を行うデータセンターに対して工業用水の供給を行える仕組みを検討することとしたい。

※データセンターが上記の重点的に事業の促進を図る区域で地域における経済活動を牽引する事業に準ずる事業を行う場合についても対象に含める可能性がある。

データセンターにおける水需要の増加

- データセンターは、AIをはじめとしたデジタル技術の発展により、その需要は急増する見込み。
- データセンターは稼働に大量の電力を消費するところ、サーバーの発熱を放置すると熱暴走し、稼働停止や故障に陥るおそれがあるため、絶えず冷却する必要がある。近年急速に普及が進む生成AI等の活用を念頭に置くAIDCにおいては、特に処理能力が高く、消費電力や発熱量も従来に比べ格段に大きいサーバーが必要とされている。そのため、近年では従来主流とされてきた空冷と比して冷却能力の高いとされる水冷の普及が進んでおり、今後更なる水需要の増加が見込まれる。

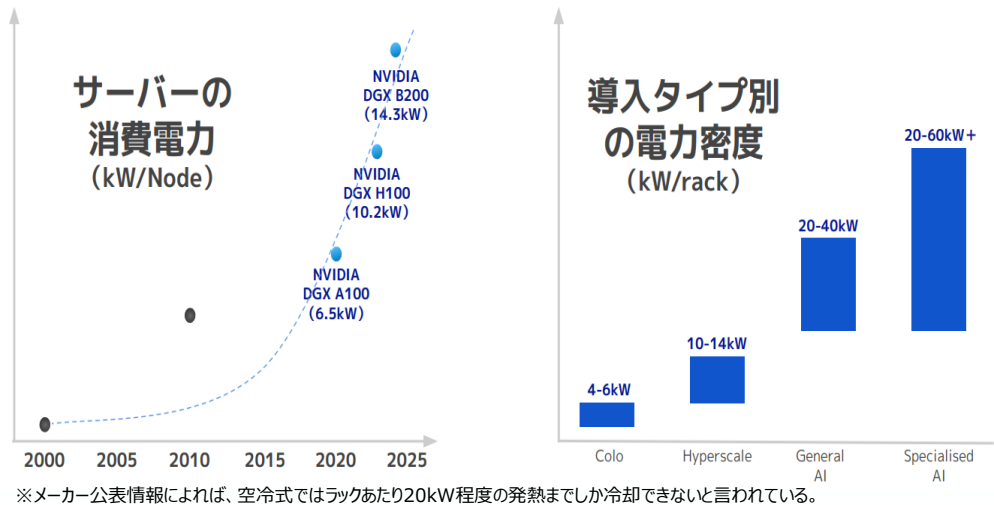
生成AIの国内市場の見通し



(出所) 第6回G X産業構造実現のためのG X産業立地ワーキンググループ (令和7年11月4日開催)

データセンター内サーバーの発熱の傾向

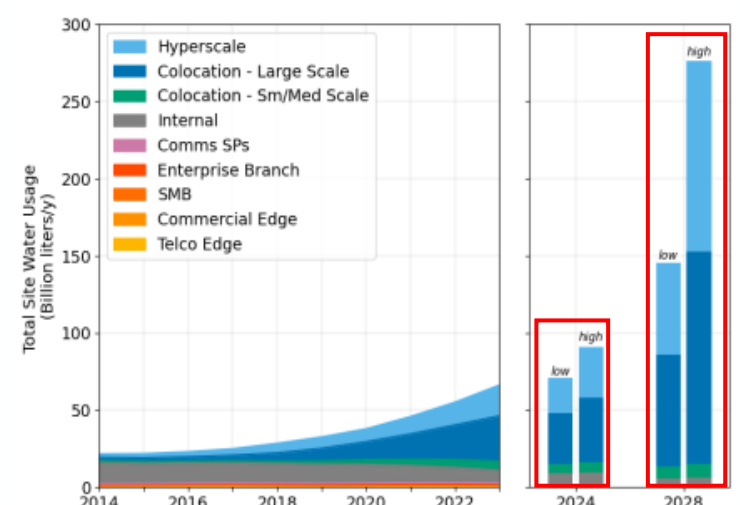
AIの処理で使用されている最新のサーバーでは、消費電力が10年前と比べて大幅に増加。これに伴い、ラックあたりの電力密度が高まり、発熱量も増大している。



(出所) 電力・ガス取引監視等委員会 (2024) 「AI社会とデータセンター」 (ソフトバンク株式会社資料) 第3回 局地的電力需要増加と送配電ネットワークに関する研究会

データセンターにおける水需要の増加の傾向

米ローレンスバークレー国立研究所によれば、データセンターにおける水使用量は2028年までに2倍から4倍に増加する見込み。



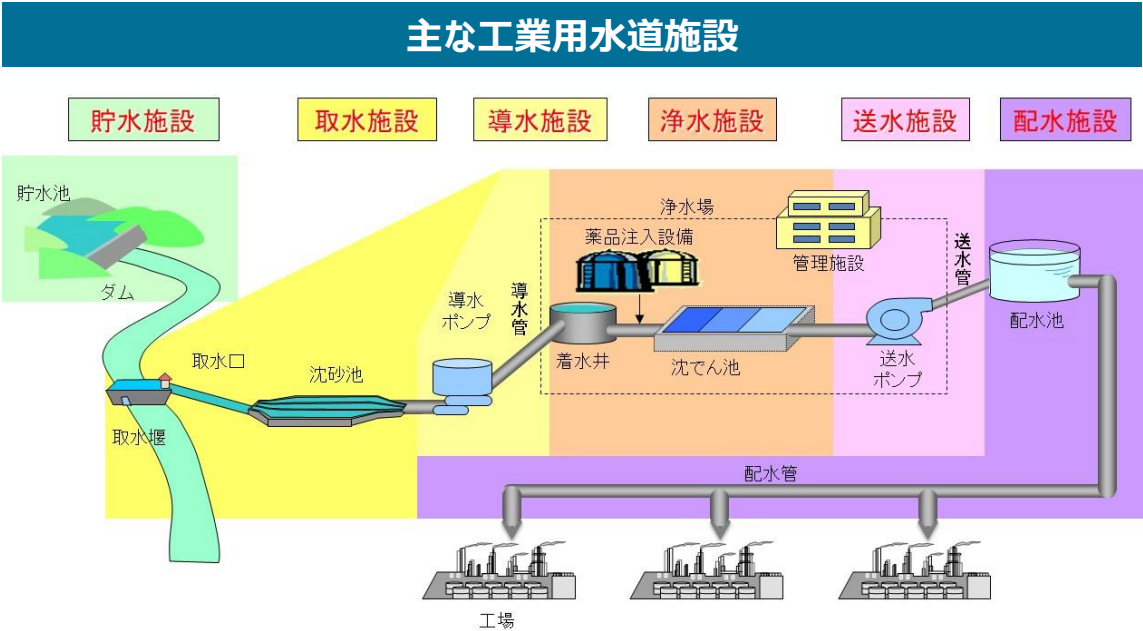
(出所) Lawrence Berkeley National Laboratory (2024) 「2024 United States Data Center Energy Usage Report」

工業用水道事業法の概要（1/2）

- 工業用水道事業法は、昭和33年4月に制定され、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的に行わせることで、工業用水の豊富低廉な供給を図り、工業の健全な発達に寄与することを目的としている。
- 工業用水道事業法における「工業」とは、製造業のほか多量の水を使用する電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。
- 工業用水道事業法における工業用水とは、工業の用に供する水のうち、水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除いたものをいう。

工業用水道事業者の内訳	
都道府県	37
市町村（※）	96
企業団	11
株式会社	2
計	146

給水能力・給水先数	
事業数	231
給水能力 (千m ³ /日)	20,795
給水先数	5,624



(注) 事業区分については、日本標準産業分類（総務省）に準拠している。
事業者の内訳、事業数・給水能力・給水先数については2025年3月末時点。
事業者の内訳については、コンセッションで休止中の大阪市を除いている。

(出所) 工業用水道事業法に基づく報告（毎年度3月末時点の数値を翌年度7月末までに報告）を基に作成。
（工業用水道事業法に基づいて、全ての工業用水道事業者が経済産業省に報告するもの。）

工業用水道事業法の概要（2/2）

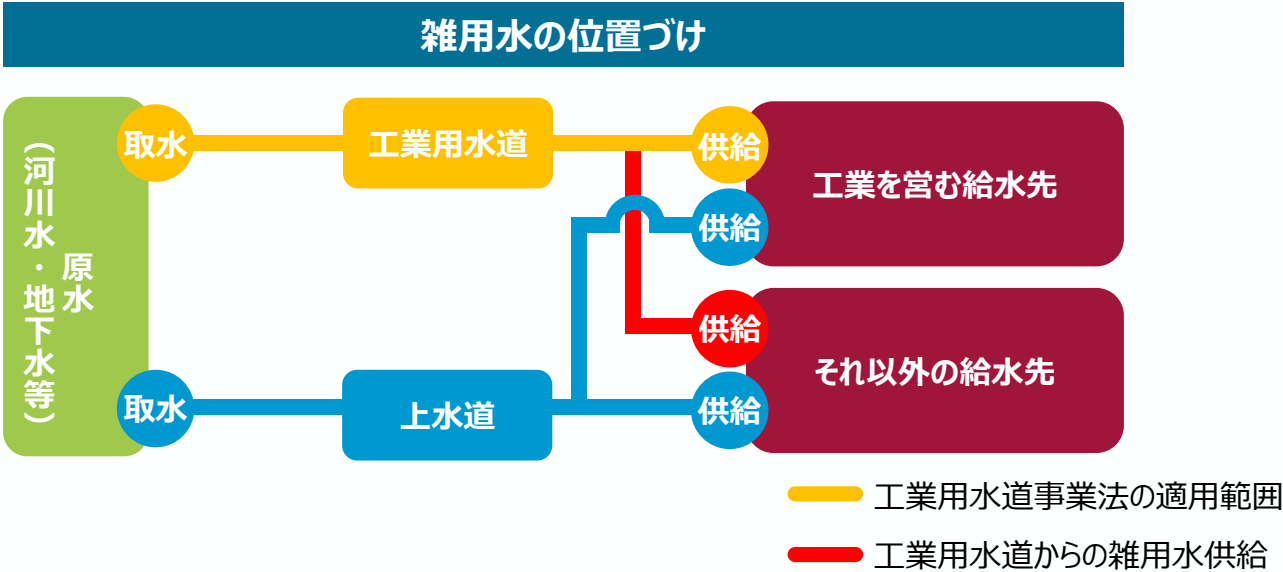
規程		概要
定義	第2条	<u>「工業」とは、製造業（物品の加工処理業を含む。）のほか電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。</u> <u>「工業用水」とは、工業の用に供する水</u> （水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。）をいう。
事業の届出及び許可	第3条	工業用水道事業を営もうとするときは、地方公共団体は届出。地方公共団体以外の者は許可。 （申請内容）給水区域、給水能力、水源の種別及び取水地点等（第4条）
事業の休止及び廃止	第9条	工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、地方公共団体は届出。地方公共団体以外の者は許可。
施設基準	第11条	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有し、その各施設に備えるべき基準。
給水義務	第16条	<u>正当な理由がなければ、何人に対しても、その給水区域における工業用水の供給を拒んではならない。</u> ただし、供給規程で定める1給水先当りの給水量の最少限度に満たないときは、この限りではない。 給水区域以外の地域において、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給してはならない。
供給規程	第17条	一般の需要に応じて供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、地方公共団体は届出。地方公共団体以外の者は認可。
国の援助	第20条	国は、豊富低廉な工業用水の供給を図るため、工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。
報告の徴収	第23条	工業用水の供給を確保するために必要な限度において、工業用水道事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。
立入検査	第24条	工業用水の供給を確保するために必要な限度において、事務所等に立ち入り検査させることができる。
罰則	第28条	第16条第1項の規程に違反して工業用水の供給を拒んだ者は、10万円以下の罰金。

雑用水供給の概要

- 雑用水供給は、「工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について」の通知により、工業用水道に余剰が生じている場合、工業用水需要が発生するまでの暫定的な措置として運用。
- 工業用水道事業は、工業用水道事業法によって工業用水を供給する事業として位置づけられているが、工業の健全な発達に寄与するとの目的から逸脱しない限りにおいて、工業用水のほかに雑用水の供給をすることを否定するものではないとの考えから、昭和48年より、工業用水道の給水能力の10%以内等の条件の下に工業用水道からの雑用水の試験的供給を開始。経済産業省（当時は通商産業省）の了承を得ることで10%を超える場合の供給を可能とし、昭和54年より暫定的な供給として運用。
- 今後、工業用水の需要増加が見込めない中、雑用水の供給を増やしていくことは、収益増加への一助となるとの考えから、直近では平成28年に、10%を超える場合の供給を了承制から届出制に変更する等の規制緩和を実施。

雑用水の契約水量・給水先数	
工業用水道事業者数	79
事業数	113
契約水量 (千m ³ /日)	287
給水先数	953

(注) 雑用水の事業者数・事業数・契約水量・給水先数については2025年4月1日時点。
(出所) 工業用水道からの雑用水供給に係る運用等についてに基づく提出
(毎年度4月1日時点の数値を5月末までに報告) を基に作成。



工業用水道からの雑用水供給に係る運用等についての概要

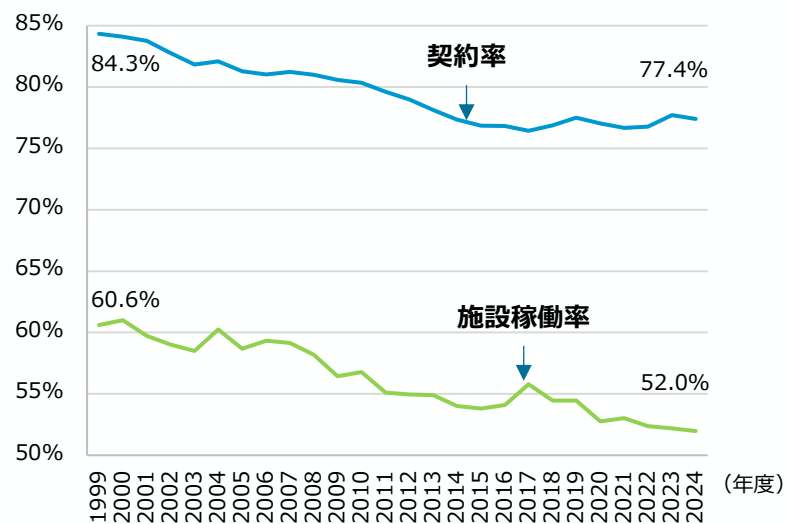
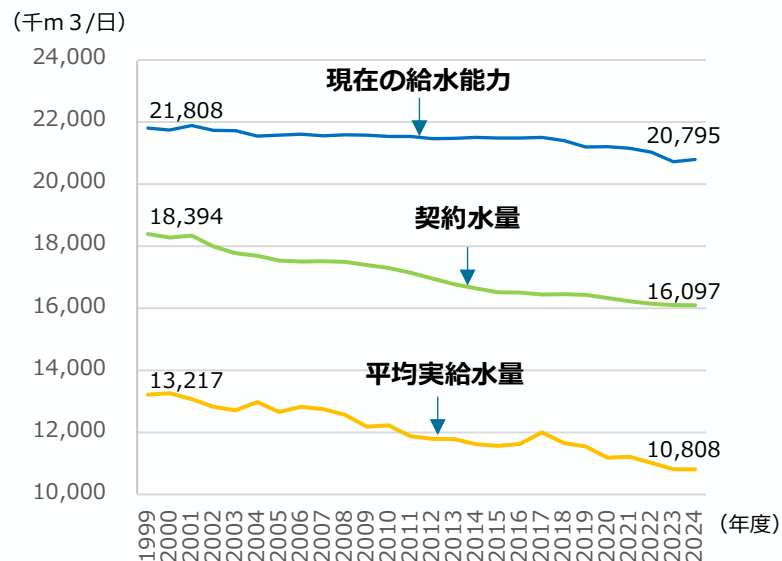
規程		概要
雑用水の供給	第 1 項	工業用水道に余剰が生じている場合、工業用水以外の用途の水（ただし、人の飲用に適する水として供給するものは除く。）を供給しても差し支えない。
供給区域	第 2 項	工業用水の給水区域に準ずることとする。
供給対象	第 2 項	① 公共施設等であって、地域の開発振興に資する施設。 （例えば、学校、教育施設、下水処理場、し尿処理場、ゴミ焼却場等） ② 地盤沈下対策等のため地下水から水源転換を余儀なくされる施設。 （施設としては多数考えられるが、特にビルの冷暖房施設が主要な対象） ③ <u>産業の健全な発達に資する施設。</u> （例えば、操車場等の洗車用水、建設現場、植物工場等の農業用施設、商業施設等） ④ 地域環境と調和を図るため、工業用水道から供給することが適当な施設。 （例えば、浄水場に隣接する公園などが考えられる。）
工業用水需要の優先	第 4 項	雑用水供給は暫定的なものなので、将来において <u>工業用水供給の申込みを受けた場合は、工業用水を優先的に供給</u> するものとする。
計画書の提出	第 1 項	雑用水を給水能力の10%を超えて供給使用とする（既に10%を超えて供給している者が、供給先数の追加又は供給量の増量をしようとする場合を含む。）者は、計画書及び供給先一覧表を提出しなければならない。
概況表の提出	第 5 項	工業用水道事業者（雑用水供給を実施していない事業者を除く）は、毎年 5 月末日までに雑用水供給概況表を提出しなければならない。

（出所）工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について（26地施設第3号 平成26年12月25日通達）

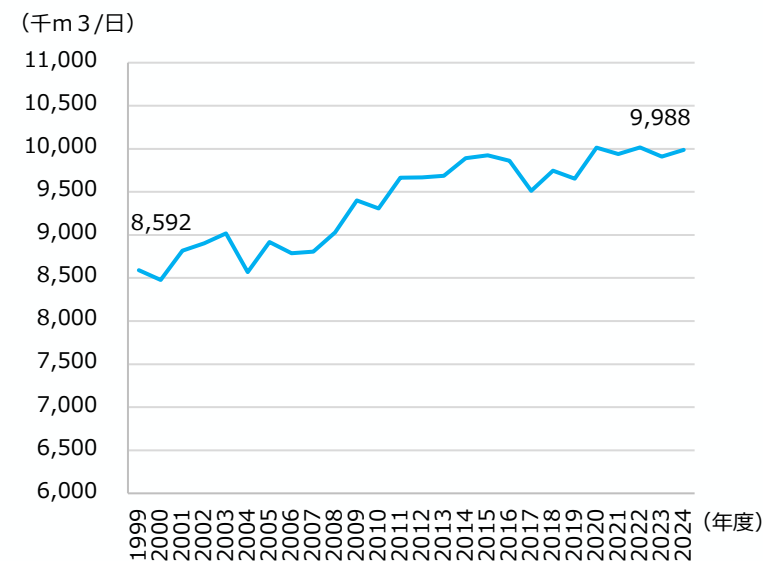
工業用水道事業の現況

- 工業用水道事業の現在の給水能力はほぼ横ばいで推移しているが、契約率や施設稼働率は減少傾向であり、足下では約50%の施設稼働率となっている。そのため、工業用水道の余剰は増加傾向である。
- 足下の雑用水の契約水量は、全体の約1%であるが、79の工業用水道事業者が雑用水の供給を行っており、全体146の工業用水道事業者のうち、約55%を占めている。
- 工業用水道の余剰を活用した雑用水の供給は、工業用水道事業者の経営改善ひいては工業用水の安定供給に資するものと考えられる。

工業用水の需要の推移



工業用水道の余剰の推移



(注) 工業用水道の余剰は現在の給水能力から契約水量を差し引いたもの。また、契約率：契約水量／現在の給水能力、施設稼働率：平均実給水量／現在の給水能力である。

(出所) 工業用水道事業法に基づく報告（毎年度3月末時点の数値を翌年度7月末までに報告）を基に作成。（工業用水道事業法に基づいて、全ての工業用水道事業者が経済産業省に報告するもの。）

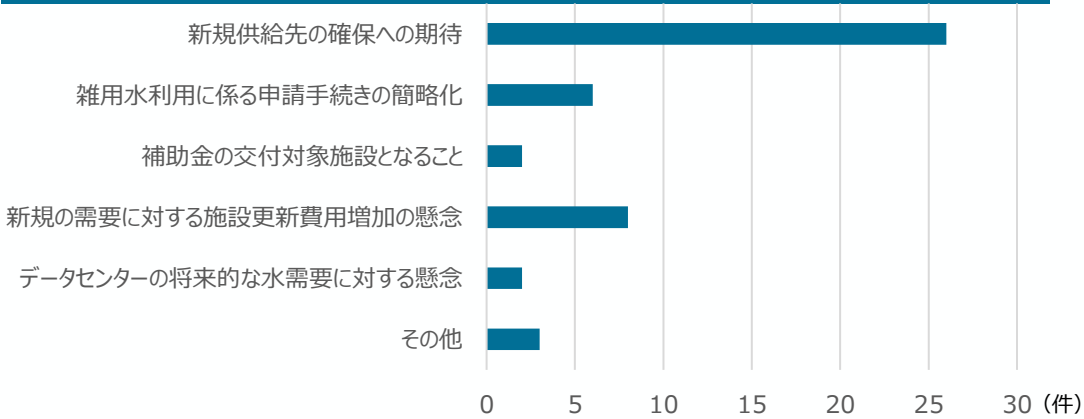
工業用水道におけるデータセンターへの供給の取扱

- データセンターの運用事業は、工業用水道事業法第2条第1項の「工業」に該当しないため、同法16条の給水義務の対象とはならない。そのため、工業用水道に余剰が生じている場合においては、雑用水として供給されるが、雑用水供給は暫定的なものであり、工業用水道の余剰がない場合は、給水義務の対象となる「工業」へ優先的に供給され、データセンターへの供給が停止する恐れがある。
- 現在、7事業者において、データセンターへ雑用水を供給（計6.3千m³/日）。また、14事業者が、新規建設を予定しているデータセンターから供給の相談を受けている。
- データセンターへ工業用水の供給に対しては、工業用水道の余剰がない場合であっても安定的な供給が可能となるため、企業誘致の促進や新規供給先の確保に繋がるといった声が多い、一方で新規需要増加への対応として、工業用水道施設の増強に係る投資や水源の確保の問題と言った声もある。

データセンターへの供給状況

工業用水道事業者数	7
契約水量 (千m ³ /日)	6.3
給水先数	7

データセンターへ工業用水の供給に対する意見



(出所) 工業用水道事業者に対するアンケート（令和7年10月）の結果を基に作成。（回答のあった146事業者）

産業用地確保に向けた課題と検討の方向性

第26回 地域経済産業分科会 資料3抜粋
一部加工（令和7年10月14日開催）

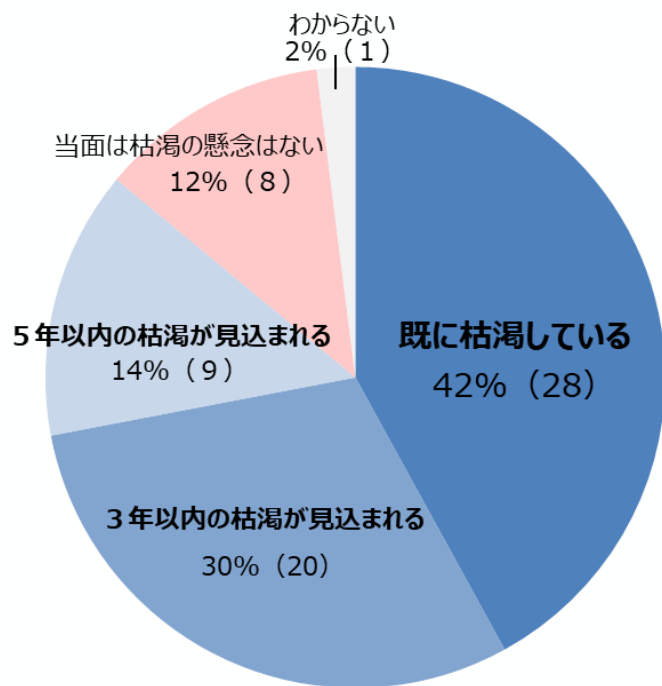
- 2040年度での官民投資200兆円の実現に向け必要となる産業用地の確保のため、あらゆる確保手段を検討する。
- その上で、確保手段ごとの課題に応じた対応方針について、**年内を目途に関係法令の改正も視野に検討を進め方向性を取りまとめた後、必要な措置を講じる。**

確保手段	課題	検討すべき論点
1 既存の工場拡張	工場増設に当たり、緑地面積率規制が障壁となるケースが存在。	▶ 地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に関し、特例的に更なる緩和が検討し得るか。 ▶ 緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、累次の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な水準を検討すべきではないか。
2 空き産業用地の活用	長期間未利用の産業用地の活用に向けては、自治体の誘致能力の強化や、データセンターなど新たな立地パターンへの対応が必要。	▶ 産業誘致が自治体の税源涵養に繋がることを踏まえ、特に財政力の低い自治体の誘致能力強化に向けて、どのような支援が考えられるか。 ▶ データセンターの立地判断に重要な冷却水の安定確保を、工業用水道事業制度の枠組みの中でいかに実現するか。
3 工場遊休地の活用	土壌汚染対策費等を理由に、工場遊休地の活用を躊躇するケースが存在。 国も情報を把握できておらず、有効な対応ができていない。	▶ 工場遊休地に関する情報を国としていかに把握し、その情報をどのように有効活用すべきか。 ▶ 土壌汚染対策費に関する予見可能性や回収可能性をいかに高め、有効な土地利用を促進すべきか。
4 新規の用地造成	自治体の産業用地造成ノウハウや整備資金が不足。 これらを官民連携により補完するケースもあるが、障壁も存在。 タイムリーな工場立地等に資する産業団地では土地利用調整に課題	▶ 自治体における、産業用地造成に関するノウハウや、周辺インフラを含めた開発資金の不足をいかに補完するか。 ▶ 所有者不明土地における所有者の特定など、土地取得の段階をはじめとして、民間ディベロッパーの参入による官民連携での産業用地整備の障壁となる課題をいかに取り除くか。 ▶ 土地利用調整に関する課題に対し、どのような対応が考えられるか。

※ 産業の高付加価値に向けた投資の促進に向けて、こうした投資が地域の産業用地やインフラ整備の方向性と整合的なものとなるよう、地域との緊密な情報連携をいかに図るかについても検討する必要がある。11

- 都道府県・政令市の約8割が5年以内に産業団地の枯渇が見込まれると回答。
- これらの自治体では、産業用地の開発スピードが追いついておらず、**分譲可能な産業用地面積は、この10年で半減。**

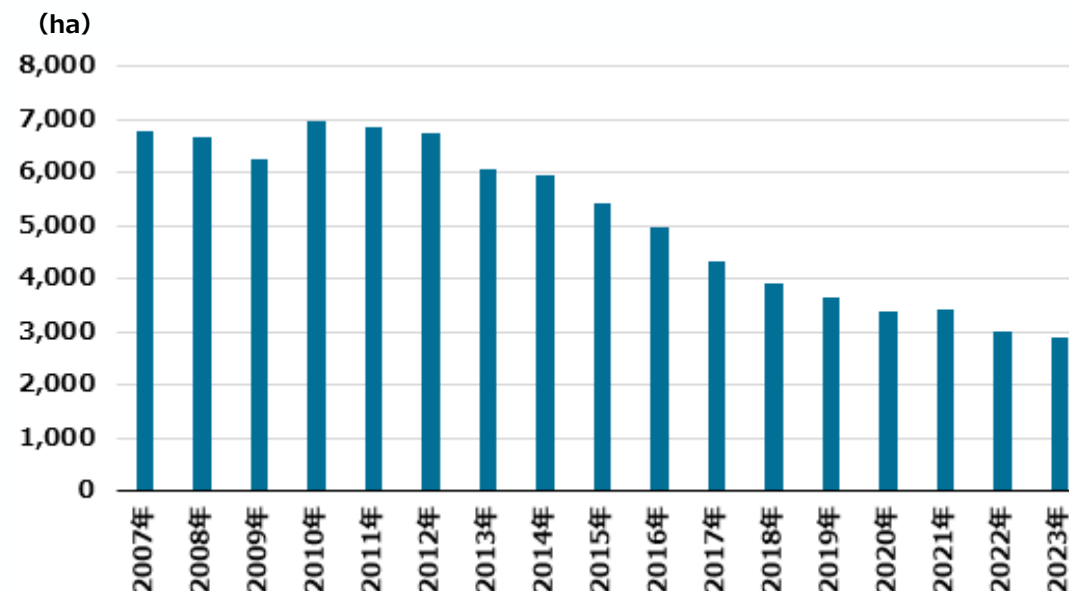
新規の開発が行われない場合の 産業団地供給の見通し



(出所) 経済産業省「各都道府県・政令市向けアンケート調査」(2023年)を基に作成。

(注) 2023年8月～9月において、都道府県・政令市を対象としたアンケート調査。「仮に新たな産業団地の開発がなかった場合、貴都道府県等内の分譲可能な産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む)が枯渇する可能性はあるでしょうか。」という質問に対する46道府県・20政令市からの回答を集計。

産業団地を確保できていないと回答した 42府県に分譲可能な産業用地面積



(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」を基に作成。

(注1) 分譲可能な産業用地面積は、「産業用地ガイド」(※)に基づく当年ごとの産業用地の分譲可能面積。

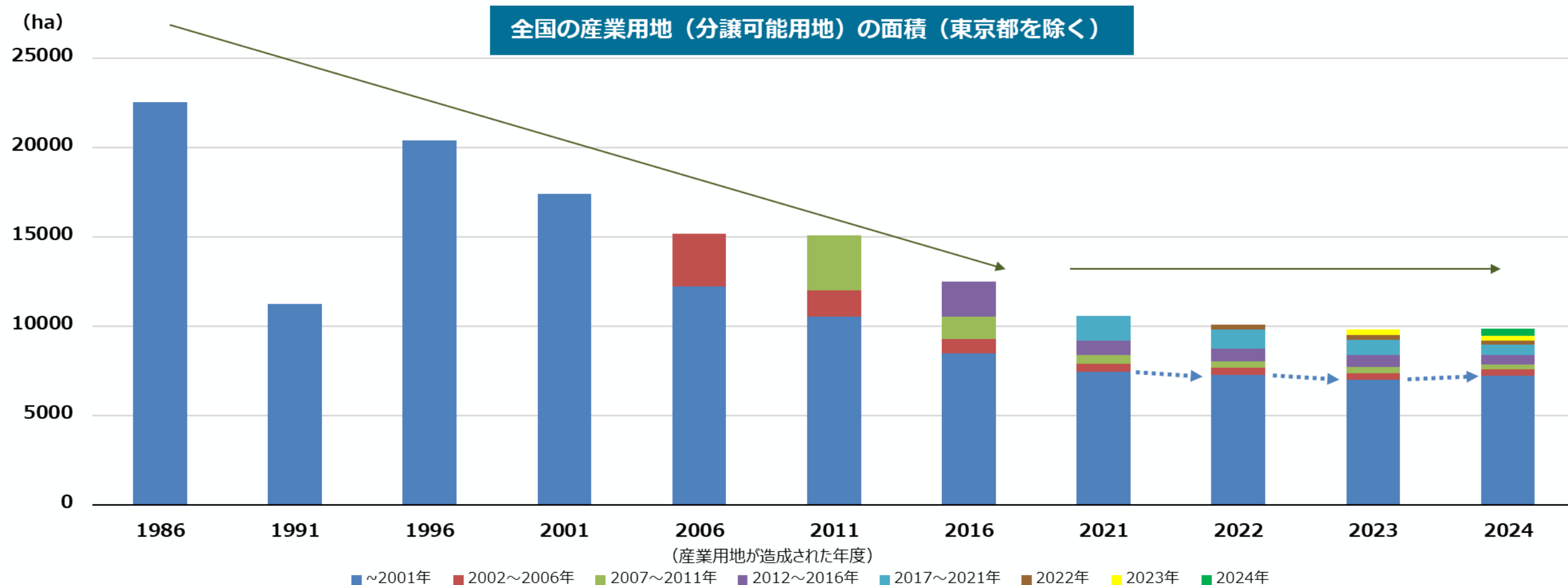
(※) 都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、**日本立地センターが全都道府県に聞き取り調査**を行い、都道府県から報告のあった全ての用地を集計し算出。

(注2) 経済産業省が実施した「各都道府県・政令市向けアンケート調査(2023年)(左記と同様)」において、「貴都道府県等では、現時点で、直近1年間に、貴都道府県等内における立地(新規・拡充)を検討する企業等からの問い合わせ(ニーズ)に応えられる産業団地(貴都道府県等が開発したものに限らず、市町村や民間が開発したものも含む)を確保できていると認識されていますか。」という質問に対して、「**どちらかと言うと確保できていない**」「**確保できていない**」と回答した42府県を抜粋。

産業用地面積の推移

第26回 地域経済産業分科会 資料3抜粋
(令和7年10月14日開催)

- 全国の分譲可能な産業用地面積の5年ごとの推移を見ると、近年新たに造成されている産業用地は比較的短期間のうちに分譲され、全体として空き用地は減少傾向にあるが、一方で、長期間にわたり活用が進んでいない産業用地も存在しており、こうした用地の活用促進も課題。

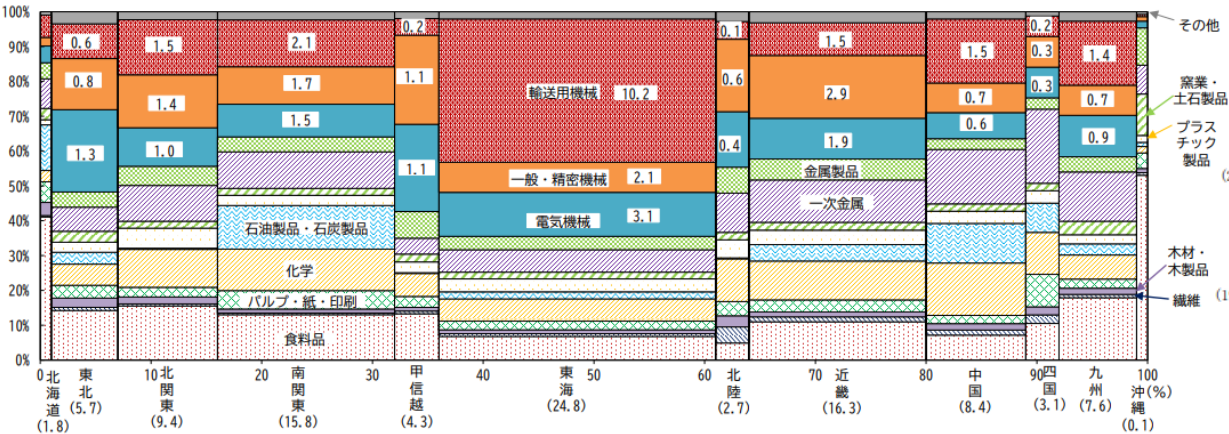


(出所) 一般財団法人日本立地センター「産業用地ガイド」を基に経済産業省作成

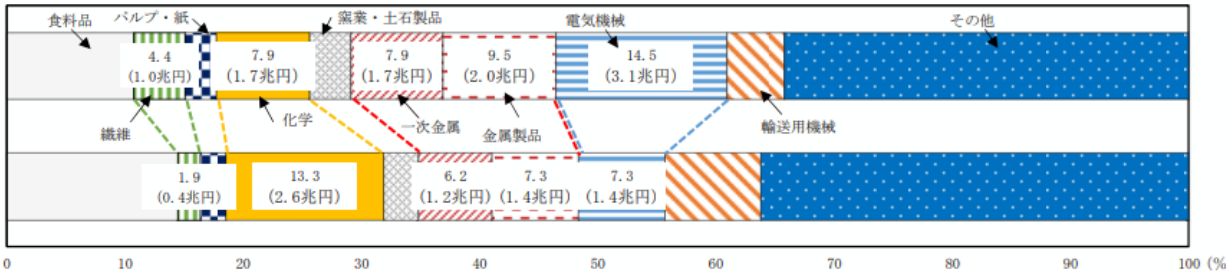
(注) 都道府県・市町村・開発公社・民間ディベロッパーが事業主体となっている全国の造成済・造成中の工業団地、流通団地、研究団地、業務団地等及び集合工場について、一般財団法人日本立地センターが全都道府県に聞き取り調査を行い、都道府県から報告のあった全ての用地を集計（各年10月時点の内容）。

- 地域ごとに産業構造には大きな違いがあり、また地域ごとに産業構造は大きく変化する。
- 業種ごとの立地選好には一定の差異があるため、産業構造の変化に比例し、局所的に産業用地の需要が増加して産業用地が不足することが想定される。

地域別産業別製造品出荷額シェア（2022年）



例：近畿地方における製造業の構成の変化



(出所) 内閣府「地域課題分析レポート～製造業から見た地域経済の動向～」(2025年)
(注) 総務省・経済産業省「経済構造実態調査」により作成。縦軸は地域内の産業シェア、横軸は当該地域の全国シェア、地域名の下括弧内は当該地域の全国シェア、ラベルの数値は当該地域・産業が全国に占めるシェア。

(出所) 内閣府「地域の経済 2023 一地域における人手不足問題の現状と課題一」(2023年)
(注) 内閣府「県民経済計算」により作成。

- 企業にとって、産業団地は、インフラ等が既に整っていること、関係機関との調整時間が短縮されるなど投資決定から操業開始までのリードタイムを短くできること等に魅力がある。
- また、産業団地は、産業集積の形成に寄与するとともに、これまでの実証研究や分析を踏まえれば、企業の近接性は、面的に企業の生産性を高め、国全体としては質の高い経済成長にも寄与することが期待される。

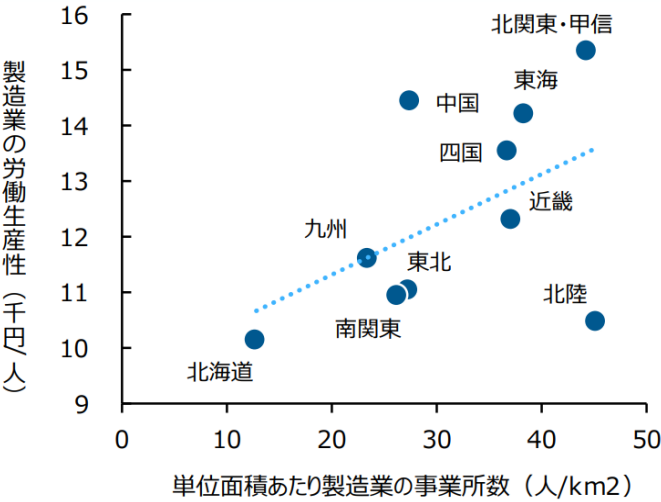
投資に積極的な企業の声

- 工場建設ができる大規模な土地の獲得には多数の地権者交渉が必要。特に**中小企業では個別に地権者交渉することは困難かつ1つでも不調になれば用地確保できなくなる**。まとまった用地があることは意義が大きい。
- 産業団地があることで、**工事期間の長期化を防ぐことが可能**。
- (用地取得等における) **関係機関との調整等の下準備が完了していること**で円滑な用地確保が可能。

(出所) 「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」の交付先企業に対するアンケート結果から算出 (回答数：192社)

集積と生産性に関する調査・研究の例

- 事業所の密度と労働生産性に相関がみられる。



(出所) 日本総合研究所「製造業の雇用調整を成長の起点に一産業集積の再構築で経済の活性化を」(2025年)
(注) 製造業の集積と生産性(2021年)。単位面積は人口集中地区面積(2020年を使用)。労働生産性は就業者一人当たり製造業の県内総生産(実質2015年基準計数)。

- 大規模工場までの距離と全要素生産性(TFP)が一貫して正の効果を示す。
- 大規模工場から10km以内の企業で18.6%上昇し、30km以内の企業でも5%水準で6.5%の増加が確認される。

アウトカム	大規模工場までの距離				
	(1) 10km	(2) 20km	(3) 30km	(4) 40km	(5) 50km
パネル A：近隣のサプライヤー vs. 近隣の非サプライヤー					
売上高	0.0816*** (0.0251)	0.0597*** (0.0155)	0.0608*** (0.0141)	0.0609*** (0.0136)	0.0611*** (0.0150)
正規雇用者数	0.0359*** (0.0132)	0.0372*** (0.00828)	0.0412*** (0.00941)	0.0412*** (0.00933)	0.0414*** (0.0106)
労働生産性	0.00365 (0.0327)	0.0112 (0.0210)	0.00432 (0.0175)	0.00424 (0.0174)	0.00433 (0.0187)
TFP (ACF)	0.186** (0.0909)	0.0902** (0.0407)	0.0650** (0.0327)	0.0650* (0.0361)	0.0665* (0.0392)

(出所) RIETI「サプライチェーンを通じた波及効果：大規模工場進出が地元サプライヤー企業に与える影響」(2025年)
(注) 売上高、正規雇用者数、労働生産性及び各TFP指標については、自然対数が取られている。また、標準誤差は括弧内に示されており、***p<0.01, **p<0.05, *p<0.1である。

データセンターへの工業用水供給の今後の方針

- 近年、工業の発達においてデジタル技術を活用したプロセスの自動化や生産効率の向上は不可欠であり、その前提には高度な情報処理能力を提供するデータセンターの安定的な稼働がある。
- その中で従来主流とされてきた空冷と比して冷却能力の高いとされる水冷の普及が進んでおり、今後更なる水需要の増加が見込まれる。
- データセンターの新設時には、一般的に数百億円規模の投資が発生し、サーバー等の更新投資や税収の観点から地域経済への相当な経済効果があり、地域における経済活動を牽引する事業としての役割を持つ。
- そこで、地域における経済活動を牽引する事業を行うデータセンターは、工業の発達の観点のみならず、地域の成長発展の基盤強化の観点からも重要な設備であり、安定的な稼働の確保が重要である。
- そのため、昨今の工業の発達及び地域の成長発展の基盤強化にデータセンターが重要な役割を果たしていることを鑑み、重点的に事業の促進を図る区域で地域における経済活動を牽引する事業を行うデータセンターに対して工業用水の供給を行える仕組みを検討することとしたい。

※データセンターが上記の重点的に事業の促進を図る区域で地域における経済活動を牽引する事業に準ずる事業を行う場合についても対象に含める可能性がある。

（参考）「GX戦略地域」制度の創設

- 「新時代のインフラ整備」として、地域に偏在する脱炭素電源等を核に、新たなGX型の産業集積やワット・ビット連携（電力・通信インフラの一体整備）の実現を目指す。
- 以下の3種類の整理に基づき、有望地域に対して規制・制度改革と支援策を一体で措置する「GX戦略地域」制度を創設する。国家戦略特区とも連携。

「GX産業立地」の類型

①コンビナート等の再生 （GX新事業創出）

コンビナート等の地域の資産を有効活用し、GX型の新事業拠点を形成。



宇部市：28年3月にアンモニア生産終了

②データセンターの集積

電力・通信インフラを踏まえてDC集積地を形成。DC需要に対応。



ブラジル：世界最大級のDC集積地を構想（約3GW）

③脱炭素電源の活用 （GX産業団地等）

脱炭素電源を活用した産業団地等を整備。

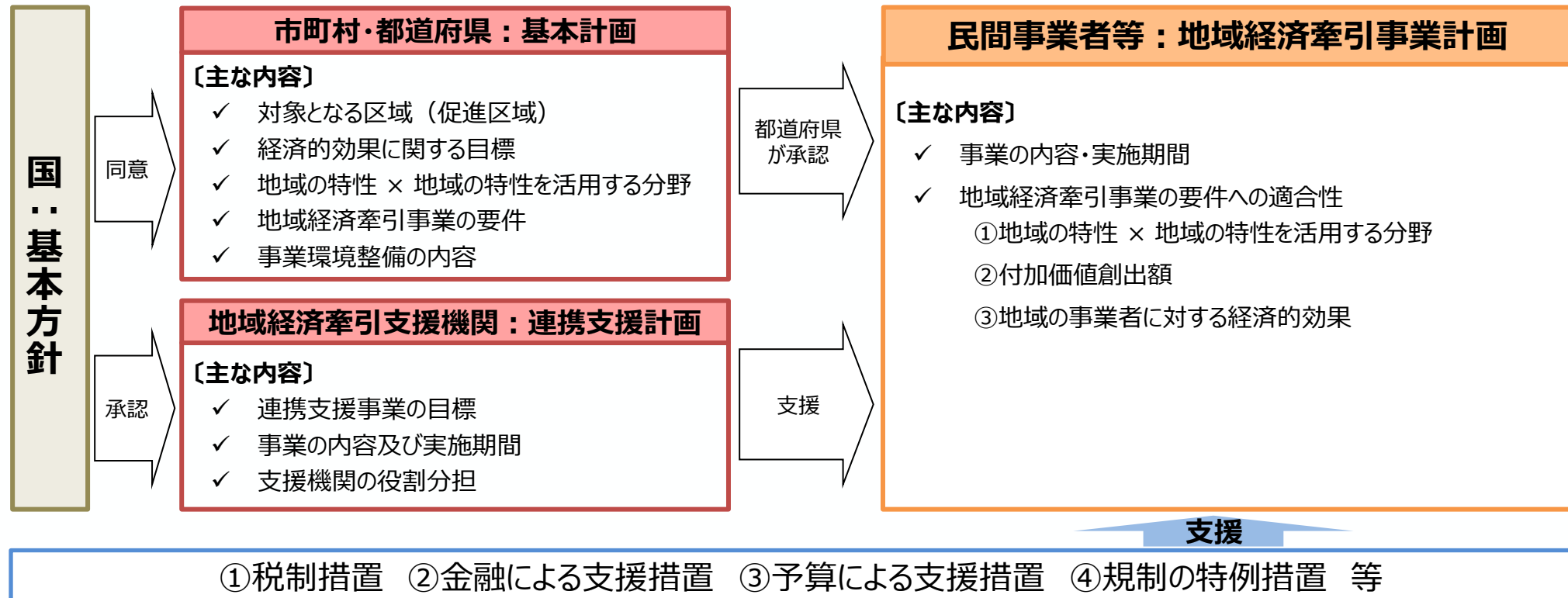


鳥栖市：100%再エネ提供をする団地造成（2030年頃完了予定）

事業者単位の支援（既存枠組みも活用しながら、全国各地の事業者を継続支援）

(参考) 地域未来投資促進法の概要 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

- 地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進するため、地方公共団体の主体的かつ計画的な取組を支援するもの。(2017年7月施行)
- 国の基本方針に基づき、市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意。同意された基本計画に基づき、民間事業者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 国の基本方針に基づき、地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認。

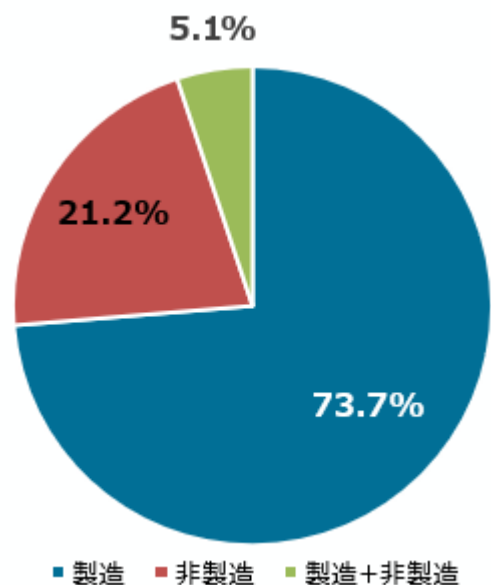


(参考) 地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の策定実績

第26回 地域経済産業分科会 資料3抜粋
(令和7年10月14日開催)

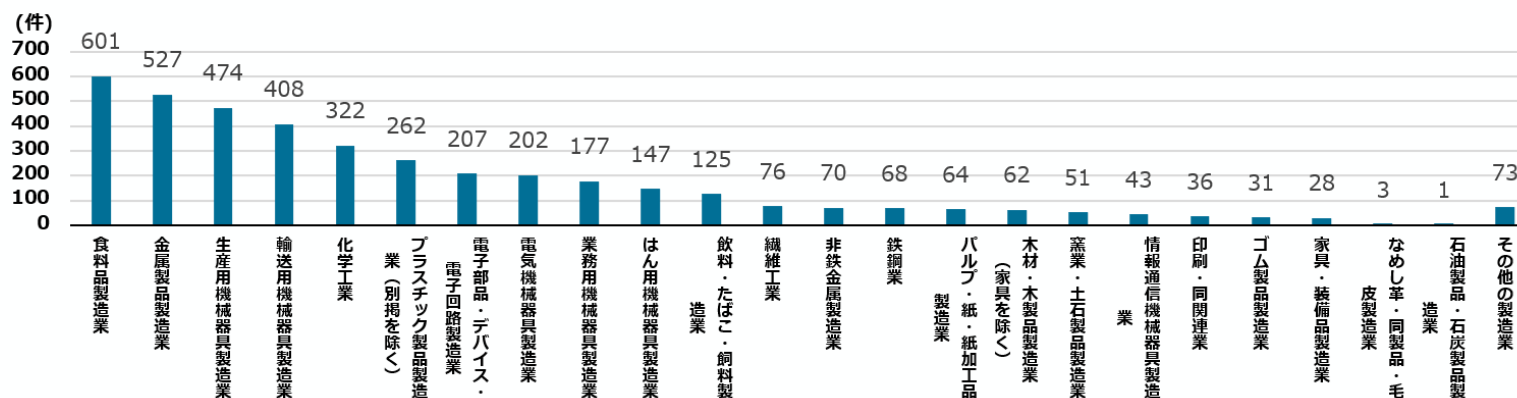
- 2025年4月1日時点において、全国で**4,774件**の地域経済牽引事業計画が承認されている。**製造業に関する事業計画が約7割**。製造業については、**食料品、金属製品、生産用機械器具、輸送用機械器具**、非製造業については、**運輸・郵便、卸売・小売、宿泊・飲食サービス**に関する事業計画が多い。

地域経済牽引事業計画の業種別構成

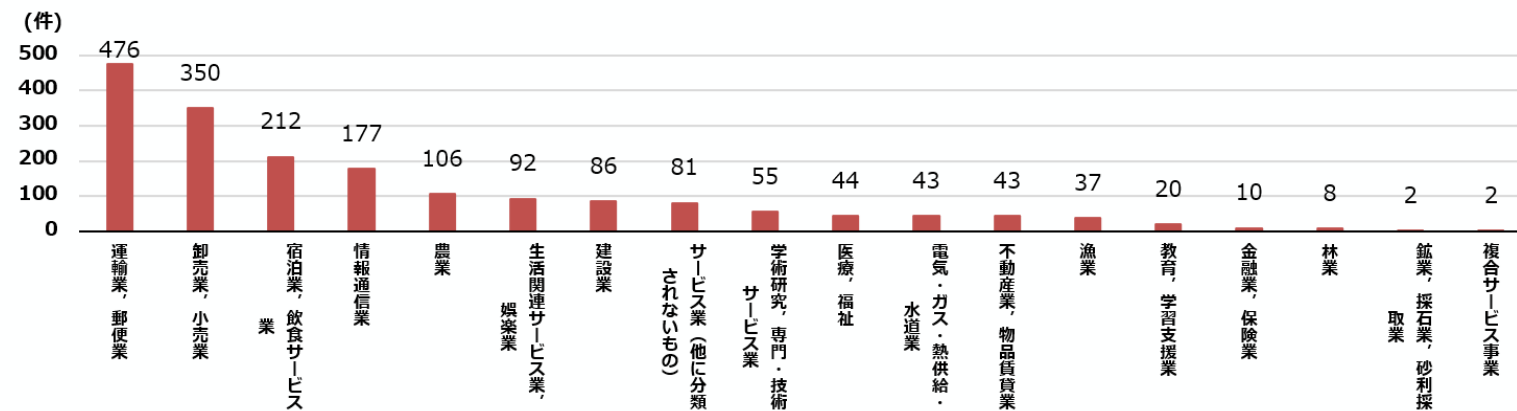


(出所) 2025年4月1日時点において、2025年3月31日までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。
(注) 製造業及び非製造業の両業種が記載されていた計画については、「製造業+非製造業」に分類。業種が登録されているものを計上。

製造業の業種別件数



非製造業の業種別件数



(出所) 2025年4月1日時点において、2025年3月31日までに承認されたものとして都道府県から登録のあった地域経済牽引事業計画を基に経済産業省作成。
(注) 1事業計画に複数の業種を含む場合がある。

(参考) 地域未来投資促進法の基本計画の策定実績

第26回 地域経済産業分科会 資料3抜粋
(令和7年10月14日開催)

- 2025年4月1日時点において、全国で**232件**の基本計画が同意されている（計画期間を終えたものは除く）。地域の特性として、「**産業の集積**」「**インフラ**」「**観光資源**」「**特産物**」、活用する分野として、「**成長ものづくり**」「**観光・スポーツ・文化・まちづくり**」「**農林水産・地域商社**」を掲げるものが多い。

活用する分野

分野	件数
成長ものづくり	342
デジタル・第4次産業革命	91
観光・スポーツ・文化・まちづくり	159
農林水産・地域商社	107
環境・エネルギー	85
ヘルスケア・教育	55
その他（物流など）	115

成長ものづくり

- ものづくり企業の医療機器産業参入
- 航空機部品の共同受注
- バイオ・新素材分野の実用化



観光・スポーツ・文化・まちづくり

- スタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用



農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域製品のブランド化



環境・エネルギー

- 環境ビジネス
- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー



デジタル

- IoT、AI、ビッグデータ
- IT産業集積の構築
- データ利活用による高収益化



ヘルスケア・教育サービス

- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専修学校整備による専門職育成



目 次

1. データセンターに対する工業用水の供給について
2. 第17回工業用水道政策小委員会以降の対応策の進捗について
 - ① 撤退負担金の継続論点への対応について
 - ② 資産維持費の導入事例について

① 撤退負担金の継続論点への対応について

- 昨年度開催した「工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループ」及び「第17回工業用水道政策小委員会」において、既存ユーザー撤退への対応として、料金算定要領に撤退負担金の考え方を盛り込むことを決定。また、継続的に検討を進めるべき論点の一つとして「撤退負担金にかかるより詳細な制度設計」が挙げられた。
- 会計処理に関する論点については、引き続き、総務省と連携し議論を進めていく。

工業用水道料金算定要領（R7.5.30付改正）（追加事項抜粋）

第五 撤退負担金

一 料金の算定は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とするが、料金の算定後、需要者の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、撤退負担金の導入を検討することが望ましい。

二 撤退負担金の額は、現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとする。

三 撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。

第17回工業用水道政策小委員会 資料4抜粋

継続的に検討を進めるべき論点（案）

資料4

実効性のある計画策定に向けた制度設計

- ① 工業用水道事業費における申請要件
 - 工業用水道事業者に対して実効性のある計画の策定を促すべく、再来年度以降の補助事業において、アセットマネジメント指針に基づいた計画の策定を求めるにあたり、具体的な時期等を含めた申請要件について決定する必要がある。
- ② 計画策定促進に向けた取組
 - 工業用水道事業者が実効性のある計画を迅速に策定できるよう、経済産業省としてもノウハウの提供等を行うことでサポートすべきではないか。

デジタル・民間活用（PPP/PFI）等をはじめとした経営改善に向けた取組

- 今後発生が見込まれる大量の老朽化施設・設備について更新時に的確かつ着実に強靱化に対応するため、これに要する多額の費用の確保が必要であることから、今後のPPP/PFIの導入可能性やデジタル化の推進等、経営改善に向けた具体的な方策について継続的に検討し持続可能な形で事業経営をしていく必要がある。

撤退負担金にかかるより詳細な制度設計

- ① 撤退負担金にかかるその他費用の取扱い
 - 撤退負担金は、工業用水道事業者が投下した資金について料金で回収できなかった償却資産の残存価値を基本とすると示したものの、その他にも施設整備にかかる費用や、施設規模の適正化を行ったとしても直ちには減らない/減らすことのできない固定費も存在。こうした撤退負担金に含めるべき範囲及びそれにかかる算定期間について検討していく必要がある。
- ② 撤退負担金の会計上の取扱い
 - 料金算定要領の中に撤退負担金という項目が新たに位置づけられることに伴い、撤退負担金として徴収した額を会計上、特別利益として計上するのか、長期前受金として計上するのかが明確にされていないなどの会計上の取扱いについて、撤退負担金の性質を踏まえて整理し、地方公営企業会計の会計処理を検討する必要がある。

②工業用水道料金における資産維持費の導入について

- 資産維持費は、将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持できるよう、関連する施設の建設、改良、再構築等に充当する費用。
- 施設の更新・耐震化工事を行うにあたっての財源不足を料金として回収することを可能とし、借入金で手当てした場合よりもユーザーへの負担を軽減する目的で、平成25年3月に工業用水道料金算定要領において「資産維持費」を導入。
- 令和6年度に実施したアンケートによると、約80%の工業用水道事業者においては、現行料金に資産維持費を組み込んでいない。
- 今後、更新・強靱化に備えた費用の確保を目的として、資産維持費の導入に至った工業用水道事業者の資産維持率の算定方法について、経済産業省がとりまとめの上、異なる事業規模等に応じた事例集を作成する。
- 今回は、資産維持費を導入した工業用水道事業者のうち、協力いただいた12件の導入事例を別添資料1のとおり集約。引き続き、導入事例の集約・公表の精査を進め、経済産業省HPにて公表を行う予定。